

過労死等に係る労災補償の状況について

厚生労働省は10月21日に「**令和4年版過労死等防止対策白書**」を公表しました。過労死等とは、業務における過重な負荷による「**脳・心臓疾患**」や、業務における強い心理的負荷による「**精神障害**」を原因とする死亡やこれらの疾患のことを言います。今号では、令和4年版過労死等防止対策白書から、**脳・心臓疾患及び精神障害の労災補償状況**をご紹介します。



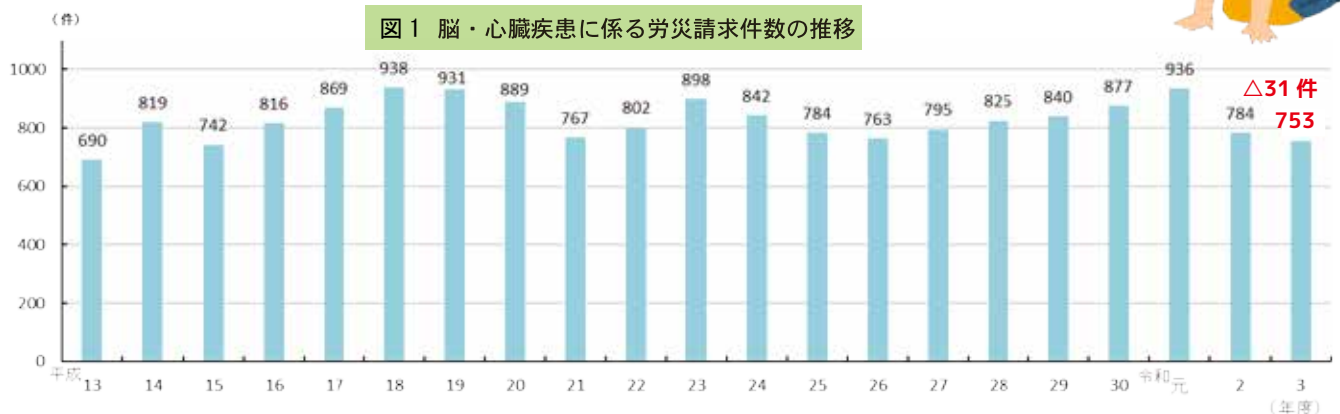
1. はじめに

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、**脳・心臓疾患**の発症に影響を及ぼすと言われています。脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週40時間を超える時間外・休日労働がおおむね月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1ヶ月間におおむね100時間、または発症前2ヶ月間ないし6ヶ月間にわたって

1ヶ月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

また、業務における強い心理的負荷による**精神障害**で、正常な認識、行為選択能力や自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があるとされています。

2. 脳・心臓疾患の労災補償状況



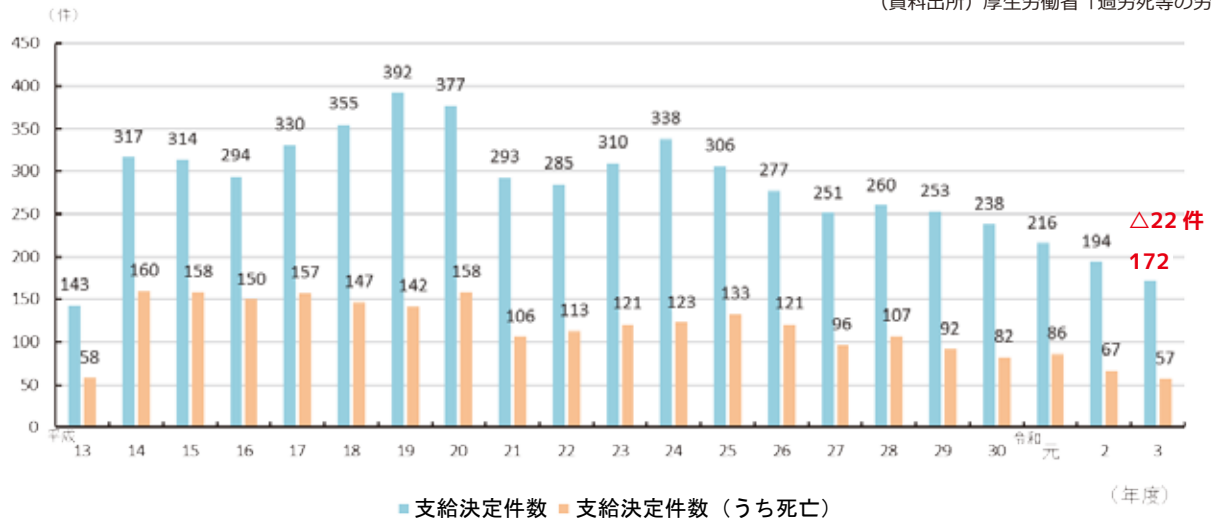
業務における過重な負荷により、脳・心臓疾患を発症したとする労災請求件数は、平成14(2002)年度に800件を超えて以降、700件台から900件台前半の間で推移していました。

しかし令和3(2021)年度は753件で、平成16年以降では最も少なく、前年度比31件の減少となっています。



(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

図2 脳・心臓疾患に係る労災支給決定(認定)件数の推移



労災支給決定(認定)件数は、平成14年度に300件を超えて、平成19(2007)年度に392件に至りましたが、近年は減少傾向にあり、令和3年度は、前年度比22件減の172件となっています。

労災請求件数と労災支給決定(認定)件数を業種別で見ると、「**運輸業、郵便業**」が前年度に引き続き、労災請求件数155件(20.6%)、労災支給決定(認定)件数59件(34.3%)でともに**最多**となり、労災請求件数では、「**建設業**」105件(13.9%)、「**卸売業、小売業**」92件(12.2%)の順で続いています。

一方、労災支給決定(認定)件数は、「**製造業**」23件(13.4%)、「**卸売業、小売業**」22件(12.8%)の順で続いています。

また、年齢別では、労災請求件数は「50～59歳」268件(35.6%)、「60歳以上」256件(34.0%)、「40～49歳」168件(22.3%)の順で多く、労災支給決定(認定)件数は「50～59歳」67件(39.0%)、「40～49歳」55件(32.0%)、「60歳以上」36件(20.9%)の順に多くなっており、ともに**40歳以上の件数が9割以上**を占めています。

表1 脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2～6か月における1か月平均)労災支給決定(認定)件数

年度	令和2年度						令和3年度					
	評価期間1か月		評価期間2～6か月(1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月(1か月平均)		合計	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
45時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45時間以上～60時間未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60時間以上～80時間未満	0 (0)	0 (0)	17 (0)	5 (0)	17 (0)	5 (0)	4 (0)	3 (0)	25 (0)	8 (0)	29 (0)	11 (0)
80時間以上～100時間未満	4 (0)	0 (0)	75 (4)	28 (1)	79 (4)	28 (1)	7 (1)	2 (0)	56 (0)	20 (0)	63 (1)	22 (0)
100時間以上～120時間未満	27 (1)	7 (0)	18 (1)	9 (0)	45 (2)	16 (0)	20 (2)	9 (0)	18 (0)	3 (0)	38 (2)	12 (0)
120時間以上～140時間未満	14 (2)	6 (1)	5 (1)	1 (0)	19 (3)	7 (1)	5 (2)	1 (1)	5 (2)	1 (0)	10 (4)	2 (1)
140時間以上～160時間未満	8 (0)	0 (0)	4 (1)	2 (1)	12 (1)	2 (1)	5 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (0)	2 (0)
160時間以上	5 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	6 (1)	2 (0)	5 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	9 (0)	3 (0)
その他(総務・異動等)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	16 (3)	7 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	16 (2)	5 (0)
合計	58 (3)	15 (1)	120 (8)	45 (2)	194 (14)	67 (4)	46 (5)	18 (1)	110 (2)	34 (0)	172 (9)	57 (1)



(注)

- 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
- 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
- ()内は女性の件数で、内数である。
- 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
 - 勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)
 - 事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務)
 - 心理的負荷を伴う業務
 - 身体的負荷を伴う業務
 - 作業環境(温度環境、騒音)



時間外労働時間別では、**評価期間が1か月の場合、「100時間以上～120時間未満」20件(11.6%)、「80時間以上～100時間未満」7件(4.1%)、「120時間以上～140時間未満」「140時間以上～160時間未満」「160時間以上」**がそれぞれ5件(2.9%)の順に多くなっています。また、**評価期間が2～6か月における1か月平均の場合、「80時間以上～100時間未満」56件(32.6%)、「60時間以上～80時間未満」25件(14.5%)、「100時間以上～120時間未満」18件(10.5%)**の順に多くなっています。

3. 精神障害の労災補償状況

図3 精神障害に係る労災請求件数の推移



業務における強い心理的負荷による精神障害を発病したとする労災請求件数は、近年、増加傾向にあり、令和3(2021)年度は2,346件で、前年度比295件の増加となっています。

(資料出所)
厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

図4 精神障害に係る労災支給決定(認定)件数の推移



労災支給決定(認定)件数は、平成24(2012)年度以降500件前後で推移していたところ、令和2(2020)年度に600件を超え、令和3年度は629件で前年度比で21件増加しました。

(資料出所)
厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

注) 労災支給決定(認定)件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

このうち、労災請求件数と労災支給決定(認定)件数を業種別でみると、「**医療、福祉**」が前年度に引き続き、労災請求件数577件(24.6%)、労災支給決定(認定)件数142件(22.6%)でともに**最多**となっています。

労災請求件数では、「**製造業**」352件(15.0%)、「**卸売業、小売業**」304件(13.0%)の順で続いており、労災支給決定(認定)件数も、「**製造業**」106件(16.9%)、「**卸売業、小売業**」76件(12.1%)の順となっています。

また、年齢別では、労災請求件数は「**40～49歳**」703件

(30.0%)、「**30～39歳**」556件(23.7%)、「**20～29歳**」495件(21.1%)の順で多くなっています。

労災支給決定(認定)件数は、「**40～49歳**」200件(31.8%)「**20～29歳**」153件(24.3%)、「**30～39歳**」145件(23.1%)の順に多くなっており、ともに**49歳以下の件数が7割以上**を占めています。



精神障害における労災支給決定（認定）件数 629 件から心理的負荷が極度のもの等である「特別な出来事」63 件を除く 566 件について、「心理的負荷による精神障害の認定基準」による**具体的な出来事別**にみると、

- ① 「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」125 件
- ② 「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」71 件
- ③ 「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」66 件
- ④ 「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」61 件
- ⑤ 「セクシュアルハラスメントを受けた」60 件



の順に多くなっており、上位 5 項目で 3 分の 2 以上を占めています。

4. 最後に

厚生労働省は、毎年 11 月を「**過労死等防止啓発月間**」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取り組みを行っています。



事業主の皆様におかれましては、この過労死等防止啓発月間を、長時間労働の削減に向けて取り組むべきこと、働き過ぎによる健康障害を防ぐために必要なこと、また、心の健康を保つために取り組むべきこと、職場のハラスメント防止に向けて取り組むべきことなどについて、あらためて考える機会にしていいただければと思います。

